



第104号

発行所
飯田市羽場町3丁目2番地4
一般社団法人
飯田労働基準協会
TEL 0265-22-6246
FAX 0265-22-6248
編集兼発行人
機関紙編集専門委員会

目次

- 1面 令和7年度 飯田労働基準監督署の取組
- 2面 飯田労働基準監督署長 新任挨拶、賃金のデジタル払いの導入にあたって
- 3面 職場における熱中症対策の強化について
- 4面 化学物質管理に関わる研修会、飯田労働基準監督署人事異動
- 5面 会員企業紹介 宮下製氷冷蔵(株)、労働基準協会主要事業のお知らせ
- 6面 令和7年度上期各種講習等計画表、トップ写真の解説、編集後記

あじま おおふじ
阿島の大藤



令和7年度における 飯田労働基準監督署の取り組み

1 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

(1) 死亡災害の撲滅

- ア) 建設業において、重機・クレーン災害、墜落災害、崩壊・倒壊災害の防止を推進します。
- イ) 機械設備へのはさまれ・巻き込まれ災害（特に機械設備の掃除や、異物の除去等の調整の作業時の災害）、クレーンやコンベア等の運搬機械に起因する災害の防止を推進します。
- ウ) 様々な業種で使用されているトラックやフォークリフトに関する災害の防止を推進します。

(2) 多発傾向にある労働災害の防止

- ア) 運送業で多発する荷役災害を防止するため、運送事業者と荷主事業者の双方に対し、荷役作業安全対策ガイドラインに基づく取組について指導・周知を行います。
- イ) 転倒や腰痛など作業行動に起因する災害、卸・小売業や社会福祉施設など第三次産業における災害、高齢労働者における災害、凍結・積雪を起因とする冬季労働災害の防止を推進します。

(3) 健康管理対策の向上

- ア) 各種健康診断の適切な実施、

同健康診断実施後の「有所見者に係る医師（産業医）の意見聴取」など事後措置の取り組みについて推進します。



- イ) 化学物質、粉じん、石綿、騒音、暑熱環境など、職場における有害物・有害環境の適切な把握と評価、その結果に基づく健康障害防止対策を推進します。

2 中小企業・小規模事業者等に対する支援

中小企業に対する時間外労働上限規制について、令和2年から施行され、猶予期間が設けられていた建設業、自動車運転業務、医業に従事する医師の業務等についても、令和6年4月から適用されています。

署に編成されている「労働時間相談・支援班」において、相談対応、セミナー開催、働き方改革推進支援助成金の活用促進等きめ細やかな支援に取り組みます。

また、最低賃金の引き上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上（設備・人への投資等）や正規雇用と非正規雇用の間の公正な待遇の確保、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の賃上げを支援する「賃上げ」支援助成金パッケージについて周知を行います。



着任にあたって

飯田労働基準監督署署長 藤川 康廣



一般社団法人飯田労働基準協会並びに会員企業の皆さまにおかれましては、常日頃より労働行政の運営に格別なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。4月1日に着任しました藤川と申します。よろしくお願いいたします。

私事です。関東で生まれ育ち、関西にて民間企業で働いた後、労働行政の世界に入り、北海道、岡山、秋田、長野と渡って来ました。全国転勤の中で、長野県の自動車運転について思うところがあります。信号機の無い横断歩道での車停止率が全国一である一方、交差点などの右左折時に予め合図（ウィンカー）を出さない長野県ナンバーの車が多いことも有名で、県警某署交通課長によると、東京・大阪など都市部でトラブルも多発してい

るそうです。

さて、この「合図」ですが、労働安全衛生法の中においても、機械やクレーン運転、林業の伐倒の際などに必要な場合があり、合図が形骸化していたことが原因で死亡災害など重大な労働災害も生じています。あらためて、法令が定める最低基準の意味を再確認して頂き、それら基本的な動作を遵守して頂くことによって、飯田署管内労働災害の増加傾向に歯止めをかけたく思います。

また、令和7年度の労働（基準）行政の課題として、最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組（高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備、総合的なハラスメントの防止、フリーランスの就業環境の整備、長時間労働の抑制、14次防を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備など）などがあり、これらの周知、展開にも努めて参ります。

働く方々にとって、「安心安全な飯田・下伊那地区」の形成、維持を目標に、署職員一同努力して参りますので、引き続き、基準協会の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

賃金のデジタル払いの導入にあたって

●雇用主の皆さまが各事業場において賃金のデジタル払いを導入するにあたり、必要な手続きは次のとおりです。

- ①厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者（指定資金移動業者）の確認
- ②導入する指定資金移動業者のサービスの検討
- ③労使協定の締結等
- ④労働者への説明
- ⑤労働者の個別の同意取得
- ⑥賃金支払いの事務処理の確認・実施

●労働者が希望しない場合に賃金のデジタル払いを強制してはいけません。

労働者本人の同意がない場合や賃金のデジタル払いを強制した場合、雇用主は労働基準法違反となり、罰則の対象になり得ます。

●指定資金移動業者の指定が取り消された場合、または、指定資金移動業者が指定を辞退した場合について

この場合、賃金のデジタル払いを行っていた雇用主は、対象の労働者に速やかに確認の上、労働者が指定する別の方法によって、それ以降の賃金の支払いを行ってください。

また、雇用主が既に労働者への賃金支払いの事務処理を行っていた場合については、当該資金移動業者に確認してください。



労働者から同意を得る際に雇用主が取得することが必要な情報について、その具体的な内容は指定資金移動業者ごとに異なる可能性があります。厚生労働省ウェブサイトに掲載している指定資金移動業者一覧を確認してください。

「 令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます 」

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

基本的な考え方

見つける

判断する

対処する

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

新たな化学物質管理に関わる研修会

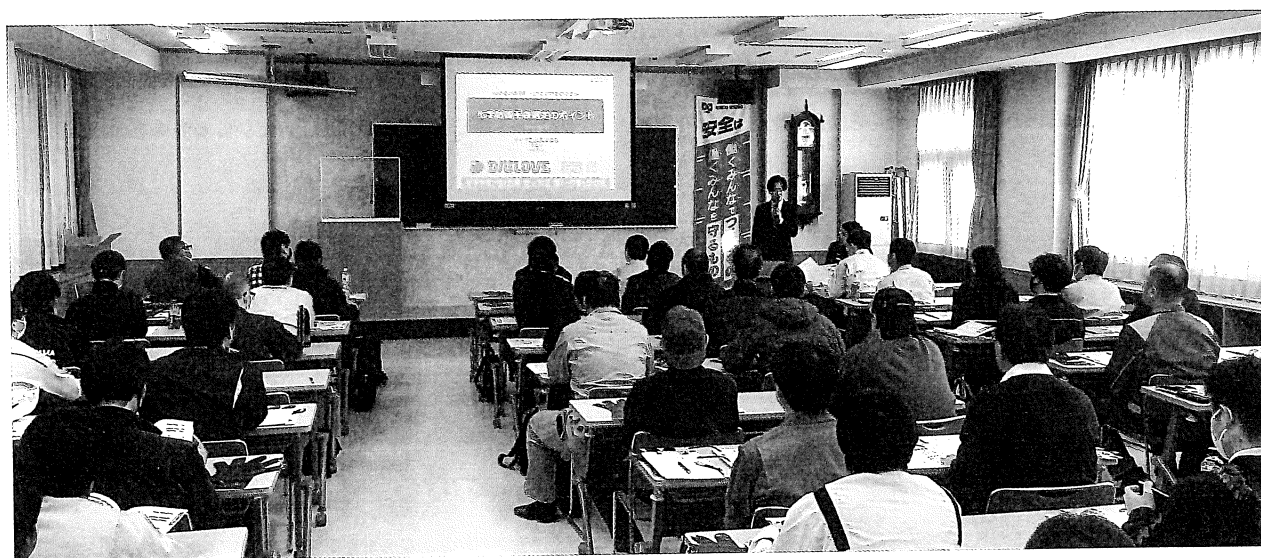
令和7年2月27日(木)「新たな化学物質管理に関わる研修会」が飯田労働基準協会において開催され、当日は製造業、食品製造業約60社が出席し熱心に聴講しました。

この講習は、化学物質管理の法改正に伴い、各企業で自立的管理を行うこととなっており、法改正の認知度の向上、各企業で困っている方法・教育等の改善を目的として開催したものです。

講習内容は、前半は法律関係を主体に「新たな化学物質管理の概要」について 飯田労働基準監督署 内山労働基準監督官から説明いただきました。次いで後半は、具体的保護対策として、化学防護手袋専門メーカーダイヤゴム株式会社寺澤主任に解説いただきました。

参加者の中からは、SDSの更新の重要性、透過時間や安全性の徹底の重要性の確認ができたとの話がある一方、今後作業性を維持しながらの安全性の確保、実労働者への化学物質の安全性の周知等の徹底、管理方法の複雑さ等が今後の問題になるとの話もありました。

会員企業には、社内研修の一つとして、【化学物質管理講習会】【保護具管理責任者講習会】の導入を是非ご検討いただきたい考えます。



飯田労働基準監督署 人事異動 (令和7年4月1日付)

■転出

署 長	まつお 直彦	なほひこ 直彦	(新任部署)
			監督課主任
			地方労働基準監察監督官
労災課長	しおはら 塩原	まさる 優	長野署労災課長
監督・安衛課(安衛)	うちやまこうたろう 内山光太郎		東京局渋谷署安全衛生課
監督・安衛課(監督)	ばん かつなり 伴 且成		富山局富山署第一方面
労災課	いづま まりこ 飯塚麻里子		松本署労災課

■転入

署 長	ふじかわ 藤川	やすひろ 康廣	(旧任部署)
労災課長	もも せ 百瀬	ひろき 弘樹	大町署長
監督・安衛課(安衛)	なかだいら 中平	ひでたか 英貴	総務課厚生係長
監督・安衛課(監督)	おぎ 尾崎	りょうか 怜香	松本署安全衛生課
労災課	うすい 臼井	きょうすけ 恭輔	新規採用
			岡谷署労災課

飯田労働基準監督署 職員配置

令和7年4月1日より下記のとおりです。

署 長	藤川 康廣
-----	-------

【監督・安衛課】

監督・安衛課長	角矢 梨恵
労働基準監督官	中平 英貴
労働基準監督官	佐倉 成奎
労働基準監督官	尾崎 怜香

【労災課】

労災課長	百瀬 弘樹
厚生労働事務官	臼井 恭輔
厚生労働事務官	長谷川空哉

会員企業紹介[56]

宮下製氷冷蔵株式会社(飯田市松尾)

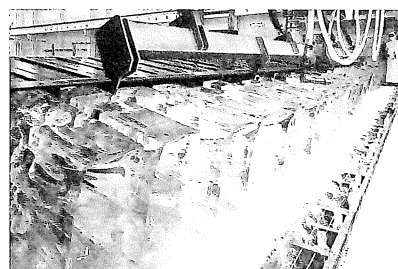
信州の大地と共に、ありそうでなかったねを創りましょう

弊社は明治三十三年(西暦1900年)に天然水の氷屋に始まって125年。恵まれたお客様に支えられ時代の変化を都度乗り越えて参りました。

「信州の大地と共に、ありそうでなかったねを創りましょう」という弊社21世紀のテーマは、恵まれた伊那谷の水環境「信州深層天然水」を生かす製氷事業、そして「フルーツ&農業王国信州」の恵まれた素材を生かして深掘りをする自社開発の食品事業を意味します。どちらもこの信州でなければ出来ない展開を図りたいと考えています。"ありそうでなかったね"をお客様からの最高の誉め言葉として頂けるよう鋭意研鑽を積んでまいります。

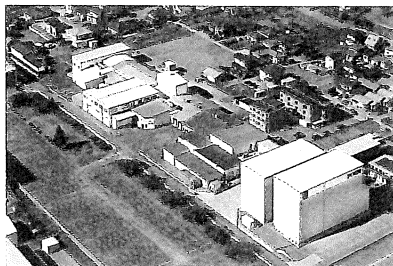
地球温暖化の影響でどうブレるかが予想もつかない気候が当たり前になりつつあります。ピーク対応力は信用の一部と捉え、近年の長い夏を全社員の努力で乗り切っています。

エネルギー単価の爆発的高騰の中、そのエネルギーの塊といわれる氷を造る当業界は大変な困難に直面しています。近年の調査研究の成果として、このタイミングで大幅な省エネ



製氷ライン

エネルギーも伴って製氷設備の自然冷媒化(ブラスターを除く)を実現しました。社会的影響の大きな「冷媒」に深く関わる企業として業界初を含む先端機器への転換によって脱炭素社会に貢献してまいり



アイス信州飯田工場(松尾事業所)

炙りしお豚まん
(自社開発商品)飯田りんごにて
(自社開発商品:生シロップ)

ます。

2024年11月に弊社公式ホームページを久々に刷新いたしました。加えて昨年は東別館(ミニミュージアム/図書館/デザイン工房)と新総務棟を独立させ環境を前進させることが出来ました。

カット&トライ、そして自分達で確かめたことを大切にしながら開発型企業を目指します。原動力は人の情熱と英知にあります。厚くなりつつある多様な人材層を生かした逞しい体質造り。マーケットの創造と持続的成長。自己の重要感を感じられる働きやすい環境づくり。それらをもって二百年企業を目指して参ります。変わらぬご愛顧をよろしくお願い申し上げます。

【会社概要】

創 業	明治33年(1900年)
本社所在地	飯田市松尾代田900
資 本 金	2,000万
従 業 員	98名
代 表 者	宮下 茂樹

ホームページ

<https://www.m-ice.co.jp/>

お知らせ

令和7年度飯田労働基準協会の主な事業予定です。
詳細はその都度ご案内しますが、あらかじめご予約ください。

(事業名)	(開催日時)	(開催場所)
・定時総会	令和7年 5月27日(火) 15:00～	シルクホテル
・飯伊地区産業安全大会	6月11日(水) 13:30～	エスバード
・長野県産業安全衛生大会	7月16日(水) 13:00～	上田市サントミュージーゼ
・飯伊地区労働衛生大会	9月5日(金) 13:30～	エスバード
・第84回全国産業安全衛生大会	9月10日(水)～12日(金)	大阪市
・労務管理セミナー	11月14日(金) 13:30～	※会場未定
・安全祈願祭	令和8年 1月21日(水) 15:00～	シルクホテル

令和7年度 上期各種講習等計画表

	講習名	4月	5月	6月	7月	8月	9月
技能講習・安全衛生教育等	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習		松本14～16 長野20～22		飯田2～4	松本26～28	長野3～5
	プレス機械作業主任者技能講習						下諏訪9～10
	乾燥設備作業主任者技能講習			伊那11～12			
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習			松本9～10	伊那10～11		下諏訪2～3 飯田24～25
	金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習		長野29				
	石綿作業主任者技能講習		松本22～23			長野4～5	
	有機溶剤作業主任者技能講習		下諏訪13～14	松本4～5 飯田12～13 長野18～19	伊那3～4		松本3～4 長野17～18
	安全衛生推進者養成講習		飯田28～29		松本28～29		長野11～12 伊那25～26
	化学物質管理者講習(製造事業場向け)		松本26～27				
	化学物質管理者講習(取扱い事業場向け)		飯田9 伊那29	下諏訪5 松本24	長野15	伊那6	
	保護具着用管理責任者教育		伊那8 長野9 飯田16 下諏訪27	松本6			下諏訪4
	安全管理者選任時研修	飯田24～25			長野7～8	伊那27～28	松本11～12
	第一種衛生管理者免許試験対策講習				長野28～30	松本4～6	
	第二種衛生管理者免許試験対策講習				松本17～18 長野23～24		
	粉じん作業特別教育				松本4 飯田18		
	産業用ロボット特別教育				上田8～9		
	熱中症予防指導員研修	松本25					
	職長・安全衛生責任者教育(建設業)			飯田17～18			
	職長・安全衛生責任者能力向上教育(建設業)					飯田27	
	職長教育(製造業)			飯田25～26			
	低圧電気取扱業務に係る特別教育				飯田29		
	機械・自由研削といしの取替え又は取替え時の試運転業務に係る特別教育				飯田9～10 * 日程変更		
	危険予知訓練					飯田5	
	リスクアセスメント講習						飯田17
	新入社員安全衛生教育	飯田9(1日) 飯田10(1日)					

講習会等に関することは、Tel 22-6246 飯田労働基準協会へ問合せください。
技能講習・特別教育等の講習実施計画表が必要な場合はご連絡ください。
中部労働技能教育センターの各種技能講習につきましては、受講を希望される方は当協会へ申込・問合せください。
新型コロナウイルス感染症防止のため、各講習には受講定員に制限があります。
締切日前に受講定員に達した場合は申込順にキャンセル待ちをお願いします。ご了承ください。

(1面写真の解説)

あじま おおふじ
阿島の大藤

阿島の大藤は、大恐慌の嵐が吹き荒れた昭和初期、地元阿島の商工店主らが観光名所を作って活性化をと立ち上がり、近隣から藤の成木を買い集めて植えたのが始まりです。阿島の大藤は数ある藤の名所の中でも「大藤」と呼ばれるのにふさわしく、古い木は樹齢約400年近くになるものも。毎年5月上旬に見頃となり、最盛期には白・紫・ピンク・八重の種類が咲き誇り、垂れ下がる花の長さは2メートル近くになり見事です。

なお、現在、阿島の大藤は保存会の方々の高齢化と人手不足で管理ができず、樹が弱って残念ながら開園されていません。再開に向け業者の方が弱った樹を養生されている状況です。ただし、藤の花は今年も5月連休あたりに見ごろを迎えます。
(喬木村 阿島 安養寺境内)

編集後記

桜の花が満開になったと思ったら、アツという間に葉桜～新緑の季節となりました。さていよいよ大阪・関西万博が開幕しましたが、半年にわたる長帳場、課題山積のまま果たしてどう進展するか心配でもあります。一方、注目の飯田市議会議員選挙は、83年ぶりの無投票となりました。実に現行の定数23になってからは初めてとか。向後、市政への関心を如何に高めていくか、なり手不足にどう対応して行くか、難しい局面に至っています。

ところで「飯田労基だより」につきましては4月発行予定のところ、諸般の事情により発行が大幅に遅れ申し訳ありません。今後とも会員企業皆様に有益な情報をタイムリーにお届けすべく努力してまいりますので、どうぞ宜しくお願いいたします。
(事務局)